

社会福祉法人やまゆり福祉会給与規程

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 社会福祉法人やまゆり福祉会就業規則第38条の規定により、職員の給与については本規程の定めるところによる。

（均等待遇）

第2条 職員の国籍、信条又は社会的身分を理由として差別的取扱いをしない。

（男女同一賃金）

第3条 職員が女子であることを理由として給与について男子と差別的取扱いをしない。

（給与の種類）

第4条 職員の給与は、本俸及び第4章に定める手当及び退職金とする。

第2章 本俸・昇給

（給与の計算期間）

第5条 給与の計算期間は、その月の1日から末日迄とする。但し実績に基づく手当については、前月の1日から前月末日迄とする。

（給与の計算方法）

第6条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。但し本規程等で別に定める場合は、その規定による。時間計算については、当該給与計算期間の末日合計し1時間未満は切り捨てる。

（給与の支払日）

第7条 給与は毎月25日に支払う。但し、当日金融機関が休日の場合はその前日とする。

2 前項の規定は、日々雇い入れる者の給与及び期末勤勉手当については適用しない。

（給与の非常時払い）

第8条 前条1項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する場合には、職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

（1）職員又は職員の収入によって生計を維持する者が結婚、出産、疾病、災害及びやむを得ない事由による1週間以上の帰郷。

（2）職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合。

（3）前号のほか、やむを得ない事情があると理事長が認めた場合

(給与の支払方法)

第9条 給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。但し、法令に別段の定めがあるもの及び職員の過半数を代表する者と書面により協定したものは、これを控除して支給する。なお、職員の同意を得た場合には、当該職員の指定する銀行に当該職員の預金口座等への振込によることができる。

(傷病による休業者の給与)

第10条 職員が傷病による療養のため就業することができない場合は、休業の当初から業務上は6ヶ月、業務外の場合は3ヶ月を限度として給与(本俸、地域手当、扶養手当)を支給することができる。

(届出)

第11条 職員は次の一に該当する事実が生じたときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。

- (1) 新たに扶養手当を受けられる者がある場合又は扶養手当を受けている者が受けられなくなった場合。
- (2) 新たに住居手当を受けようとする場合又は住居手当を受ける必要がなくなった場合。
- (3) 前項各号の届出を受理し認定したときは、届出を受理した日の属する月の翌月から支給を開始し又はその支給を改定する。但し当月から支給を開始し又は改定することが適当と認められる場合はこの限りではない。

(給与形態・本俸月額)

第12条 職員の本俸は月給制とし、職員以外の者は日給制又は時給制を採用することができる。

2 職員の本俸月額は、別表1に定める担当職種別の給料表による。但し、特別の事情により給料表により難しい場合は、その都度定める。

(初任給)

第13条 本俸の初任給は、原則として別表2のとおりとする。ただし、採用困難職種及び新卒者等については、理事長が管理者と協議し決定することができる。

(給料表・等級の変更)

第14条 資格の取得、昇格、職種の変更等により現に受けている給料表、又は等級を変更する必要が生じた場合は、現に受けている給料表額を下回らない最も近い給与額の等級及び号給とする。

(昇給)

第15条 昇給は、別に定める人事考課に基づき、原則として年1回これを行う。

2 職員の給料月額がその属する級の最高号給に到達した場合は、昇給を停止する。ただし、最高号給に到達した場合であっても業績評価が良好である場合は、理事長が別に定めるところにより昇給させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず職員が満55歳に達したときは、達した日の属する年度の翌年度以

降昇給をさせることができない。ただし、勤務成績が特に良好である職員又は理事長が別に定める事由に該当する職員については、理事長が別に定めるところにより昇給させることができる。

(昇格、降格)

第15条の2 理事長は、常用職員就業規則の規定により職員を昇任させた場合は昇格をさせ、また、降任させた場合は降格をさせる。

2 昇格は、昇格前に受けている給料月額を上位の級の同額の号給又は直近上位の給料月額の号給に格付けることにより行う。

3 降格は、降格前に受けている給料月額を下位の級の同額の号給又は直近下位の給料月額の号給に格付けすることにより行う。

第3章 手 当

(手当の種類及び額等)

第16条 職員に対し、別表3に定める手当を支給する。

第4章 退 職 金

(退職金)

第17条 職員の退職金は社会福祉施設職員退職手当共済法に定める退職手当共済契約により行う。

2 東京都社会福祉協議会従事者共済会に加入した場合には、その支給を行う。

第6章 年俸制

(年俸制)

第18条 前各章の規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、年俸制賃金により支給することができる。

2 年俸制賃金に関する事項は、別に理事長が定める。

第7章 改 正

(改 正)

第19条 この規程の改正は、職員の代表者の意見を聞いたうえ、法人理事会の議決により行う。

附 則

この規程は 平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は 平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 別表1の適用については、平成18年4月1日の前日においてその属する職務の等級に対応する附則別表の職務の等級・号給切替表に掲げる職務の等級及び号給とする。

附 則

この規程は、平成18年5月26日から施行し、平成18年度6月期以降の期末勤勉手当から適用する。

附 則

この規程は 平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は 平成19年4月1日から施行し、平成19年度4月分以降の給与から適用する。

附 則

この規程は 平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は 平成20年4月1日から施行し、平成20年4月分の給与から適用する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月分の給与から適用する。

附 則

1. この規程は、平成21年9月3日から施行する。
2. この規程による改正後の規程は、東京都が制定する「障害福祉サービス等従事職員のための処遇改善助成金事業実施要領」が制定された場合及び同要領により社会福祉法人やまゆり福祉会が助成決定を受けた場合に限り適用する。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. この規程による改正後の規程は、東京都が制定する「障害福祉サービス等従事職員のための処遇改善助成金事業実施要領」に基づき、社会福祉法人やまゆり福祉会が助成決定を受けた場合に限り適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月分の給与から適用する。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月分の給与から適用する。
2. この規程による改正後の規程は、東京都が制定する「障害福祉サービス等従事職員のための処遇改善助成金事業実施要領」に基づき、社会福祉法人やまゆり福祉会が助成決定を受けた場合に限り適用する。

附 則

1. この規程は、平成24年5月31日から施行し、平成24年度6月期以降の期末勤勉手当から適用する。
2. この規程による改正後の規程は、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス事業所に係る福祉・介護職員処遇改善加算」について、社会福祉法人やまゆり福祉会が承認を受けた場合に限り適用する。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度4月分の給与から適用する。
2. この規程による改正後の規程は、東京都における「平成25年度福祉・介護職員処遇改善加算」について、社会福祉法人やまゆり福祉会が加算を受けた場合に限り、第16条に規定する勤勉手当に適用する。

附 則

この規程は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度4月分の給与から適用する。
2. この規程による改正後の規程は、東京都における「平成26年度福祉・介護職員処遇改善加算」について、社会福祉法人やまゆり福祉会が加算を受けた場合に限り、第16条に規定する勤勉手当に適用する。

附 則

この規程は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度4月分の給与から適用する。
2. この規程による改正後の規程は、東京都における「平成27年度福祉・介護職員処遇改善加算」について、社会福祉法人やまゆり福祉会が加算を受けた場合に限り、第16条に規定する勤勉手当に適用する。

附 則

1. この規程は、平成27年5月27日から施行し、平成27年度6月期以降の期末勤勉手当から適用する。

附 則

この規程は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度4月分の給与から適用する。
2. この規程による改正後の規程は、東京都における「平成28年度福祉・介護職員処遇改善加算」について、社会福祉法人やまゆり福祉会が加算を受けた場合に限り、第16条に規定する勤勉手当に適用する。

附 則

この規程は、平成28年11月17日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度4月分の給与から適用する。
2. この規程による改正後の規程は、東京都における「平成29年度福祉・介護職員処遇改善加算」について、社会福祉法人やまゆり福祉会が加算を受けた場合に限り、第16条に規定する勤勉手当に適用する。

附 則

この規程は、平成29年11月16日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2. この規程による改正後の給与規程別表3中、期末勤勉手当の項、支給範囲の欄、1支給月数の規定中、⑪の規定は、平成30年度の処遇改善加算について、社会福祉法人やまゆり福祉会が当該加算を受けた場合に限り、適用する。

別表2（第13条関係）

給与制度の適用基準

1. 給料表

A表 施設長・サービス管理責任者・事務員・生活支援員・職業指導員

B表 看護師等

C表 栄養士

2. 初任給格付

A表 四大卒 1級25号給 短大三卒 1級21号給

短大二卒 1級17号給 高卒 1級5号給

B表 四大卒 1級25号給 短大三卒 1級21号給

短大二卒 1級17号給 高卒 1級5号給

C表 四大卒 1級25号給 短大三卒 1級21号給

短大二卒 1級17号給 高卒 1級5号給

3. 資格基準

施設長 社会福祉事業に5年以上従事した者であって事業を運営するのに適切であると認められる者。

精神保健に関して相当の学識経験を有する医師。

上記の者と同等以上の学識経験を有すると認められる者。

4. 前歴換算

①社会福祉法第2条及び介護保険法に基づく施設経験 10割

②無認可等の①施設と同種の施設経験 10割（上限7年）

③看護師及び栄養士が資格を必要とする職場・職種での経験10割（上限7年）

④福祉関係以外の経験 5割（3月未満切捨て）

別表3（第16条関係）

手当支給表

手 当 名	支 給 範 囲	額又は率
扶 養 手 当	1. 配偶者及び孫、満60歳以上の父母及び祖父母、弟妹、重度心身障害者	月額 6,000円
	2. 子 ※子・孫及び弟妹については、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までは、扶養親族とする。 ※満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	月額 9,000円 一人につき 4,000円加算
通 勤 手 当	1. 交通機関利用者	運賃相当額 (月額44,500円を限度)
	2. 自転車等を使用して通勤する場合の使用距離 片道 2km以上 5km未満	月額 2,000円
	5km以上10km未満	月額 3,000円
	10km以上	月額 5,000円
	3. 自動車通勤者	平均燃料実費相当額
4. 通勤困難者で自動車を購入した者	1台200,000円	
5 自動車保険加入手当 (対人保険無制限に加入している者)		
	①普通乗用自動車	年間 3,000円
	②軽自動車・オートバイ	年間 2,000円
住 宅 手 当	自己所有住宅・賃貸住宅共扶養親族のある場合	月額 8,200円
	扶養親族のない場合	月額 7,700円
地 域 手 当		本俸月額の20.0%
生活介護手当	利用者の排泄・入浴・食事等の介護等を行う生活支援員	月額 12,000円
超 過 勤 務 手 当	1. 時間当たりの給与算定方法 (本俸+加算すべき諸手当)×12÷{年総日数-(公休+祝日+休日+年末年始休)}÷1日の労働時間	普通100分の125 休日100分の135
	2. 最低支給単位 30分とし、30分未満は切捨てる。	深夜100分の25を加算

宿日直手当		1勤務5,000円																
年末・年始勤務手当	年末 12月29日 30日 31日 年始 1月1日 2日 3日	1勤務2,000円 1勤務2,000円																
夜間勤務手当	A勤 B勤 C勤 A勤・B勤・C勤とも深夜勤務手当として支給	1勤務2,500円 1勤務3,500円 1勤務5,000円																
マイクロバス運転手手当		月額3,000円																
資格手当	社会福祉士 介護福祉士	月額 7,000円 月額 5,000円																
引率食事手当	利用者を飲食店に引率し、飲食した者	1回500円																
管理職手当	施設長 課長・主管	本俸の15%~20% 本俸の10%~15% (この範囲内で理事長が定める率)																
役付手当	課長補佐 係長 主任	月額 30,000円 月額 10,000円 月額 5,000円																
期末勤勉手当	<p>1. 支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225</td> <td>0.950</td> <td>2.175</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375</td> <td>0.950</td> <td>2.325</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.600</td> <td>1.900</td> <td>4.500</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 職員のうち、生活支援員及び職業指導員に対する平成21年度12月期の勤勉手当については、上表の支給月数に、平均44,000円を加算した額を支給する。</p> <p>② 平成22年度6月期及び12月期の勤勉手当については、上表の支給月数に、それぞれ平均60,000円を加算した額を支給する。</p> <p>③ 平成23年度6月期及び12月期の勤勉手当については、上表の支給月数に、それぞれ平均60,000円を加算した額を支給する。</p> <p>④ 平成24年度6月期及び12月期の勤勉手当については、上表の支給月数に、それぞれ平均75,000円を加算した額を支給する。</p> <p>⑤ 平成25年度6月期及び12月期の勤勉手当については、上表の支給月数に、それぞれ平均60,000円を</p>	区分	期末手当	勤勉手当	計	6月期	1.225	0.950	2.175	12月期	1.375	0.950	2.325	計	2.600	1.900	4.500	
区分	期末手当	勤勉手当	計															
6月期	1.225	0.950	2.175															
12月期	1.375	0.950	2.325															
計	2.600	1.900	4.500															

	<p>加算した額を支給する。</p> <p>⑥ 平成26年度6月期及び12月期の勤勉手当については、上表の支給月数に、それぞれ平均60,000円を加算した額を支給する。</p> <p>⑦ 平成27年度6月期及び12月期の勤勉手当については、上表の支給月数に、それぞれ平均113,000円を加算した額を支給する。</p> <p>⑧ 理事長は、法人の事業経営の状況等を勘案し、上記支給月数を増減等することができる。</p> <p>⑨ 平成28年度6月期及び12月期の勤勉手当については、上表の支給月数に、それぞれ平均113,000円を加算した額を支給する。</p> <p>⑩ 平成29年度6月期及び12月期の勤勉手当については、上表の支給月数に、それぞれ平均153,000円を加算した額を支給する。</p> <p>⑪ 平成30年度6月期及び12月期の勤勉手当については、上表の支給月数に、それぞれ平均153,000円を加算した額を支給する。</p> <p>2. 支給日は原則として6月15日、12月15日とする</p> <p>3. 支給算定期間 6月支給分は前年12月1日～5月31日 12月支給分は6月1日～11月30日</p> <p>4. 上記期間内の欠勤1回2%、遅刻0.5%を支給額から減額する</p> <p>5. 支給対象者は算定期間の最終日迄勤務した者とする</p> <p>6. 支給額の算定 （本俸＋扶養手当＋地域手当）の月額を算定基準とする。管理職については管理職手当を算定基準に加える。中途採用者は採用翌月から算定期間最終日迄の月数を算定基準に掛けてその6分の1を算定基準とする。勤勉手当については、別に定める成績率を乗じることができる。</p>	
--	---	--

○超過勤務手当の加算すべき手当

（住宅手当＋地域手当＋生活介護手当＋年末・年始勤務手当＋夜間勤務手当＋マイクロバス運転手当＋資格手当）